

II 県の応急対策行動指針編

1 総則

1.1 本指針の目的

本指針は、震災時における飲料水等の供給の確保を図るため、地震発生直後から水道施設等の応急復旧までの間に、市町村と協力し、県がとるべき具体的な行動を示すことを目的とする。

なお、応急対策実施に際しての基礎資料として、水道施設の耐震化事業に関する鳥取県内各市町村の耐震化事業の進ちょく状況、及び資機材の備蓄状況等についてはⅢ編、Ⅴ編を参照すること。

1.2 本指針の構成

本指針は、4章から構成されており、「1. 総則」及び「2. 地震時における災害応急対策体制」においては、あらかじめ職員が認識しておくべき事項を、「3. 災害応急対策の実施」、「4. 応急給水及び応急復旧の広域的支援調整」においては、地震発生直後からの行動の流れについて取りまとめている。

また、「5. 経過の記録」においては、地震発生時から応急復旧終了までの経過を記録する事項について整理した。

◆1. 総則

◆2. 地震時における災害応急対策体制

- 配備体制の種類と周知 (2.1)
- 食の安全推進課の職務 (2.2)
- 福祉保健局の位置づけと役割 (2.3)
- 福祉保健局の配備体制 (2.4)

◆3. 災害応急対策の実施

- 情報の収集整理 (3.1)
- 市町村からの連絡 (3.2)
- 緊急調査の実施 (3.3)
- 応援要請 (3.4)

◆4. 応急給水及び応急復旧の広域的支援調整

- 応急給水用飲料水の衛生指導 (4.1)
- 水道水源の濁り対策 (4.2)
- 応急給水及び応急復旧の広域的支援 (4.3)
- 応急復旧報告 (4.4)

◆5. 経過の記録



注) ←→: 本指針の記述対象

* 1: 鳥取県災害警戒本部の設置基準

(1. 県内で震度4及び5弱の地震が発生したとき、2. 大阪管区気象台が津波予報区の1-3区に津波注意報を発表したとき、3. その他生活環境部長が必要と認めたとき)

* 2: 鳥取県災害対策本部の設置基準

(1. 県内で震度5強以上の地震が発生したとき、2. 大阪管区気象台が津波予報区の1-3区に津波警報を発表したとき、3. その他知事が必要と認めたとき)

図 1.2.1 地震対策の一般的な流れと本指針の記述対象

2 地震時における災害応急対策体制

2.1 配備体制の種類と周知

県は、震度4以上の地震が発生した場合には、地震規模に応じた配備体制を敷き、災害応急対策を速やかにとる。

食の安全推進課は災害応急対策の中で、水道施設等の被害状況調査及び水道において必要な対策を実施する。

【解説】

県の地震時における災害応急対策の配備体制の基準は、鳥取県地域防災計画に基づき「県内で震度4以上の地震若しくは津波注意報発表時または生活環境部長が必要と認めたときに災害警戒本部を、震度5強以上の地震若しくは津波警報発表時または知事が必要と認めたときに災害対策本部を設置する。」と定めている。

2.1.1 配備体制の種類

県の配備体制と食の安全推進課の配備要員を次に示す。

表 2.1.1 配備体制と食の安全推進課の配備要員

本部体制	配備体制	配備の基準（時期）及び配備要員 （上段：配備の基準（時期）、下段：配備要員）	食の安全推進課	
			災害応急対策	配備要員
災害対策本部	第1配備体制	・津波注意報の発表（大阪管区気象台） または ・震度4・5弱の発表（鳥取地方気象台）	・水道施設等の被害状況に関する情報の収集 ・福祉保健局への指示	2人(*地震の場合) ・課長補佐 *水道担当副主幹
		（事務局）防災危機管理課・消防課全員 （その他）関係課（室）において予め定められた職員		
	第2配備体制	・津波警報の発表（大阪管区気象台） または ・震度5強・6弱の発表（鳥取地方気象台）	・水道施設の被害状況に関する情報の収集 ・福祉保健局への指示 ・被災市町村への県職員派遣	6人(*地震の場合) ・課長 ・課長補佐 *水道担当(2) *食の安全担当(2)
		（事務局）防災危機管理課・消防課全員及び別途定める応援要員 （その他）関係課（室）におい予め定められた職員		
第3配備体制	・震度6強以上の発表（鳥取地方気象台）	同上	同上	
	（事務局）防災危機管理課・消防課全員及び別途定める応援要員 （その他）関係課（室）におい予め定められた職員			
非常配備体制	・知事が必要と認めたとき （県下全域にわたる大規模な地震による災害が発生）	同上	全員	
	（事務局）防災危機管理課・消防課全員及び別途定める応援要員 （その他）全職員			

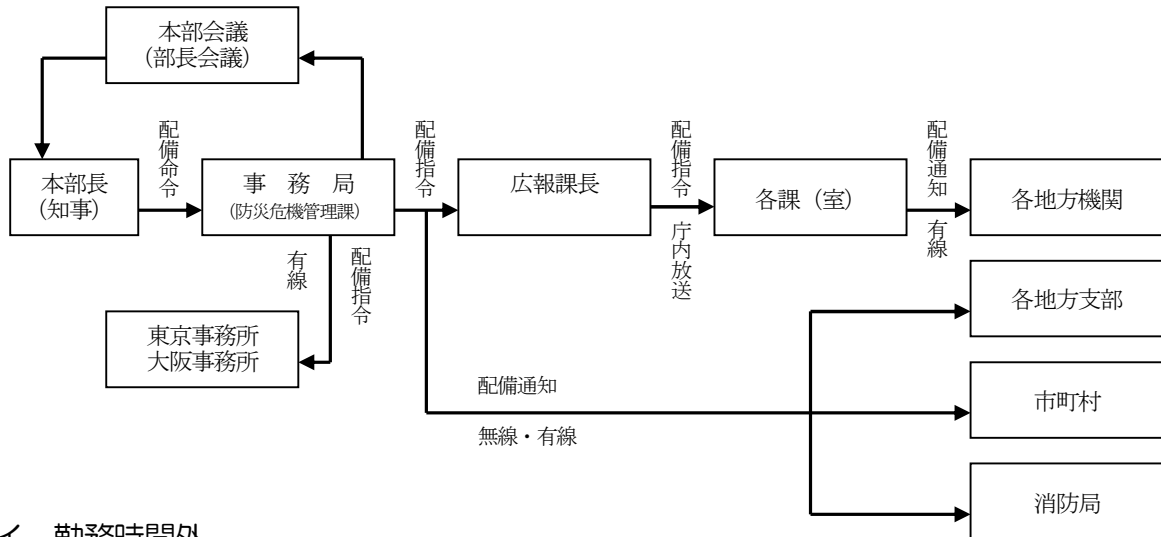
（出典：鳥取県地域防災計画(震災対策編)平成13年度修正)

2.1.2 配備体制の周知

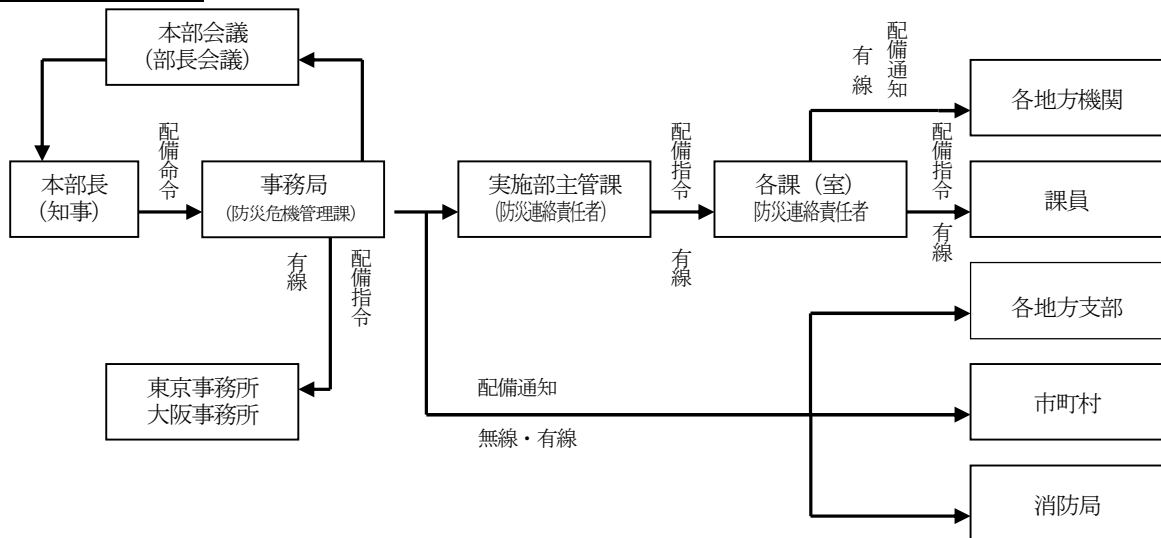
県職員の動員伝達方法は、防災危機管理課よりあらかじめ定められたルートにより行う。

なお、県職員は、地震発生時には、テレビ、ラジオなどで地震情報の収集に努める。
災害対策本部設置時の連絡方法と連絡先を記す。

ア. 勤務時間内



イ. 勤務時間外



(出典：鳥取県地域防災計画（震災対策編）平成13年度修正)

図 2.1.1 災害対策本部設置時の連絡方法と連絡先

2.2 食の安全推進課の職務

食の安全推進課は、鳥取県地域防災計画に基づき、「上水道の被害調査報告及び必要な対策」ならびに「災害救助活動における飲料水の確保及び供給」に関する職務を実施する。

【解説】

上記に基づく食の安全推進課の職務を以下に示す。

表 2.2.1 食の安全推進課の職務

職 務	内 容
情報の連絡	<ul style="list-style-type: none">・市町村への連絡・福祉保健局への連絡・県内部組織への連絡・国、他都道府県等への連絡
情報の収集	<ul style="list-style-type: none">・被災市町村の情報収集・他市町村の応援可能情報の収集
応援の要請	<ul style="list-style-type: none">・県内市町村への応援要請・国、他都道府県等への応援要請
職員の派遣	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて被災市町村、三市水道局への県職員派遣
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・県内市町村相互の支援調整

2.3 健康福祉センター・福祉保健局の位置づけと役割

福祉保健局は、鳥取県災害対策本部が設置された場合、災害対策地方本部の管轄下で給水救援対策ならびに情報の収集を実施するとともに、必要に応じて被災市町村へ職員を派遣する。

【解説】

県内4箇所の福祉保健局の管轄区域を下表に示す。

表 2.3.1 福祉保健局の管轄区域

福祉保健局	保健所	管轄市町村
東 部	鳥取保健所	鳥取市、国府町、岩美町、福部村、気高町、鹿野町、青谷町
	鳥取保健所 郡家支所	郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町
中 部	倉吉保健所	倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碕町
西 部	米子保健所	米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町
日 野	日野保健所	日南町、日野町、江府町、溝口町

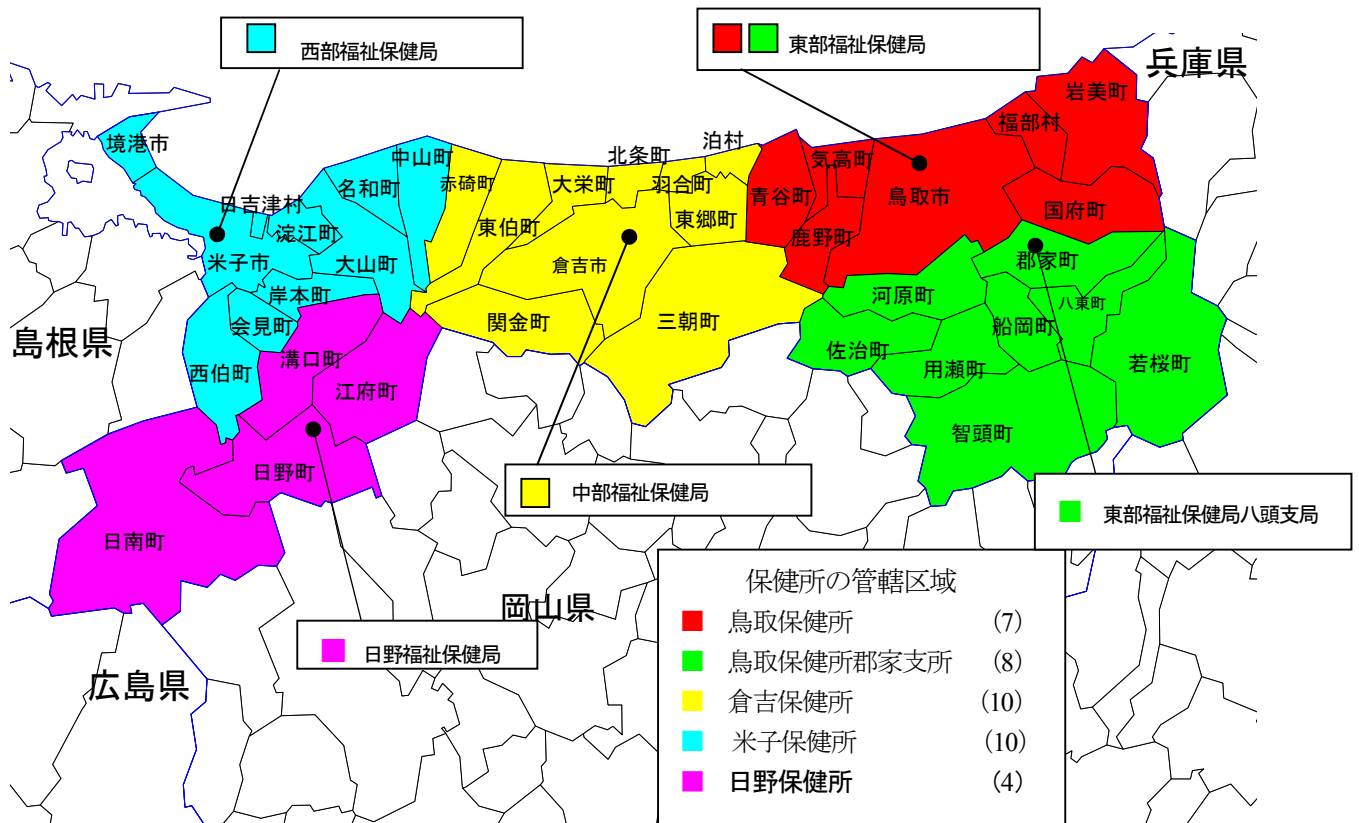


図 2.3.1 福祉保健局及び保健所の管轄区域

2.4 福祉保健局の配備体制

県内いずれかの地域で震度4以上の地震が発生した場合、福祉保健局の職員は、あらかじめ定められた配備体制に応じて各所属に参集する。

なお、管内で地震が発生した場合は、状況により体制を強化する。

【解説】

福祉保健局の地震時における水道の応急対策の配備要員を下表に示す。

職員は、状況に応じ、作業服、当面の食料などの携行品を自ら持参し、適切な交通手段を選択して、速やかに参集する。

職員は参集後、ただちに次の確認を行う。

- ・ 配備人員の確認、職員及び車輛や庁舎の被害状況調査。
- ・ 無線機の確保、交信状況、非常用電話やファクシミリ使用可否の確認、外部からの問い合わせへの対応等。

表 2.4.1 福祉保健局の水道における配備要員

体制	基準	東部福祉保健局	東部福祉保健局 八頭地域保健部	中部総合事務所 福祉保健局	西部福祉保健局	日野総合事務所 福祉保健局
第1配備体制	震度4・5弱	生活環境課長	保健衛生課長	生活環境課 課長補佐	生活環境課 課長補佐	保健衛生課 課長補佐
第2配備体制	震度5強・6弱	生活環境課長 課長補佐 環境衛生係長 環境衛生係（1）	保健衛生課長 衛生係長 衛生係（1）	生活環境課長 課長補佐 環境衛生係長 環境衛生係	生活環境課長 課長補佐 環境衛生係長	保健衛生課 課長補佐 衛生係（2）
第3配備体制	震度6強・7	同上	同上	同上	生活環境課長 課長補佐（3） 環境衛生係長	同上
非常配備体制	知事が必要と認めるとき	生活環境課全員	保健衛生課全員	生活環境課全員	生活環境課全員	保健衛生課全員

3 災害応急対策の実施

震度4以上の地震が発生し、配備体制が敷かれたら、食の安全推進課及び福祉保健局の職員は、速やかに水道施設等の被害状況の情報収集・整理、緊急調査を行うものとする。

3.1 情報の収集・整理

下記の各項目について情報を収集・整理する。

表 3.1.1 情報収集項目

項 目		食の安全推進課	福祉保健局
地 震 情 報	地震名称	○	
	発生日時	○	
	最大震度、県内最大震度	○	
	震源地	○	
	地震形態（内陸型／近海型／遠洋型）	○	
	震度分布	○	
	津波予報区の13区での津波警報	○	
	余震情報	○	
被 災 情 報	水道施設の推定被害状況	○	○
	参集途中で収集した被災状況	○	○
	被災箇所	○	○
	緊急措置情報	○	○
	応援の要否	○	○
	道路通行状況（通行禁止、通行制限、迂回路）	○	○
応 援 状 況	応援要請状況	○	○
	応援受入れ状況	○	○
	応援申し込み状況	○	○
そ の 他	応援協定等の稼働状況	○	○

3.2 市町村からの連絡

3.2.1 災害発生報告及び災害概況報告

市町村は、災害発生報告及び災害概況報告を所定の様式に従って速やかに福祉保健局に報告する。

【解説】

市町村は、次に掲げる状況を表 3.2.1. に分類する様式を用いて福祉保健局に報告する。
 なお、急を要する場合の書式は任意とし、口頭でも可とする。

- ・ 取水施設、浄水施設、配水池等の主要施設の被害状況
- ・ 主要管路などの被害状況
- ・ 断減水の状況

なお、被害が甚大で調査に時間を要する（もしくは調査不能である）場合については、被害の概況と緊急に必要な支援内容について一先報告するものとする。

表 3.2.1 各種報告の特徴とその期日

報告名称	特徴	報告の期日	様式
災害発生報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ (被災の有無に関わらず) 震度4以上を観測した場合 ・ 即時制を求めるものであり、簡単な内容 	地震発生後速やかに	様式-1 及び任意
災害概況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が厚生労働省に報告する書式 	地震発生後3日以内	様式-2 及び任意

注) 様式は、資料編に示す。

3.2.2 情報連絡経路

市町村は、地震発生後に調査収集した水道施設の被害状況を、速やかに福祉保健局に報告する。また、応援要請を行う際にも同様とする。
 また、応援要請等に的確に対応するため、三市水道局次長と食の安全推進課水道担当のホットラインを設ける。

【解説】

情報連絡経路は、県災害対策本部が設置される場合と、設置されない場合の2種類に分類し、その経路を以下に示す。

○ 県災害対策本部が設置される場合

地震発生後、県災害対策本部が設置される場合、各市町村からの情報連絡経路は、当該市町村を管轄する県災害対策地方支部（福祉保健局）を経由して県災害対策本部（食の安全推進課）に報告する。

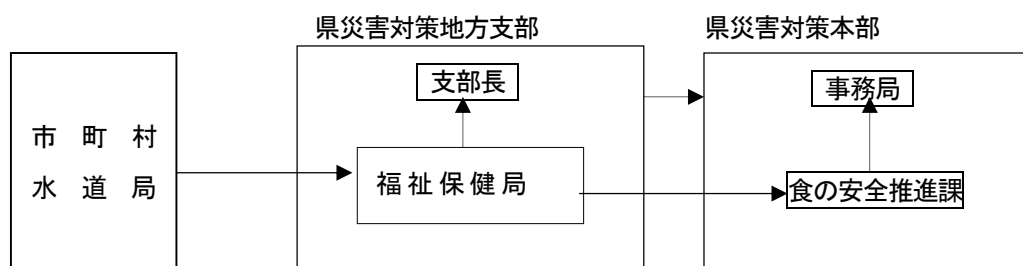


図 3.2.1 市町村からの情報連絡経路

○ 県災害対策本部が設置されない場合

震度4以上の地震が観測された市町村は、県災害対策本部が設置されない場合においても、当該市町村を管轄する福祉保健局を通じて食の安全推進課に報告する。

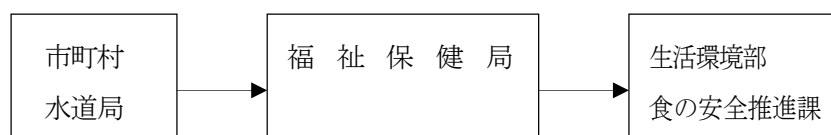


図 3.2.2 市町村からの情報連絡経路

いずれの場合においても、福祉保健局に報告が不可能な場合については、直接、食の安全推進課へ被害状況等の報告を行う。

なお、各市町村は、震度4以上を観測した場合、地震に伴う水道施設被害が発生しない場合についても必ず福祉保健局に「水道施設被害なし」と報告する。

また、応援要請等に的確に対応するため、三市水道局次長と食の安全推進課水道担当とは直接連絡を取り合うこととする。

特に、地震発生後第一に①被害状況②応援派遣の必要性等を食の安全推進課水道担当に報告する。

連絡方法は、電話・携帯電話・ファクシミリ・Eメール等によることとし、毎年度当初に名簿を作成することとする。

3.2.3 情報連絡手段

<p>情報連絡手段の基本事項は以下のとおりとする。</p> <p>① 情報連絡は、有線（加入電話）等の最も迅速確実な手段により行う。</p> <p>② 加入電話を使用する場合には、回線の状況により西日本電信電話（株）が指定した災害時優先電話を利用する。</p> <p>③ 有線が途絶した場合は、県防災行政無線、警察無線、中国地区非常通信協議会（鳥取県関係機関）所属無線局等を利用する。</p> <p>④ 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣するなどの手段を尽くし報告する。</p>

【解説】

地震発生後、市町村は福祉保健局に水道施設の被害状況を速やかに報告する必要がある。従って、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。

なお「鳥取県地域防災計画」の中では、次に示すような各種通信手段の利用を定めている。

① 非常無線通信の利用

市町村は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、「中国地区非常通信協議会（鳥取県関係機関）」加入の各機関が設置している無線局の利用を図る。

② 警察通信設備の利用

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」により、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、警察通信設備を利用する。

③ 放送機関に対する放送の要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づき災害が発生し、また発生する恐れのある場合について、その通信のために特別な必要があるときは、放送機関に対し放送を行うことを求める。

また、地震災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じて適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努めるものとされている。

情報連絡手段を以下に示す。また、災害時有線電話及び中国地区非常通信協議会（鳥取県関係機関）所属無線局を別表に示す。

表 3.2.2 情報連絡手段

連絡手段の分類		特徴
有線	加入電話	
	災害時優先電話	回線の状況による
無線	県防災行政無線	有線が途絶した場合
	警察無線	有線が途絶した場合
	鳥取地区非常通信協議会所属無線局	有線が途絶した場合
伝令の派遣		上記通信が不通の場合、通信可能な地域まで

(出典：鳥取県地域防災計画（震災対策編）平成13年度修正)

(別 表) 災害時優先電話 (食の安全推進課)及び中国地区非常通信協議会
(鳥取県関係機関)

・災害時優先電話

災害時に比較的かかりやすい電話として指定している。

食の安全推進課	0857-26-7593
---------	--------------

・中国地方非常通信協議会 (鳥取地区非常通信協議会所属無線局)

名 称	住 所	電 話
鳥取県庁	鳥取市東町1-220	0857-26-7111
県警本部	鳥取市青葉町3-127	0857-21-0110
中国管区警察局鳥取通信部	鳥取市東町1-220	0857-23-0111
西日本電信電話(株)鳥取支店	鳥取市湯所町2-258	0857-27-9264
日本テレコム株式会社山陰支店	米子市大谷町53-4	0859-34-0088
境海上保安部	境港市昭和町9	0859-42-2531
国土交通省鳥取工事事務所	鳥取市田園町4-400	0857-22-8435
〃 倉吉工事事務所	倉吉市福庭418-2	0858-26-6221
〃 日野川工事事務所	米子市古豊千678	0859-27-5484
鳥取地方気象台	鳥取市吉方109	0857-29-1311
中国電力株式会社鳥取支店	鳥取市新品治町1-2	0857-24-2241
日本放送協会鳥取放送局	鳥取市寺町100	0857-29-9200
〃 米子支局	米子市角盤町1丁目55	0859-22-6121
株式会社山陰放送	米子市西福原1-1-71	0859-33-2111
日本海テレビジョン放送株式会社	鳥取市田園町4-360	0857-27-2111
山陰中央テレビジョン放送株式会社	松江市西川津町721	0852-23-3434
株式会社エフエム山陰	松江市殿町383	0852-27-5111
日本赤十字社鳥取県支部	鳥取市東町1-271	0857-26-8367
日ノ丸ハイヤー株式会社	鳥取市古海601-8	0857-22-2121
日本交通株式会社	鳥取市末広温泉町456	0857-23-1121
鳥取県東部広域行政管理組合消防局	鳥取市吉成640-1	0857-23-2301
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	倉吉市八屋307-4	0857-26-2121
鳥取県西部広域行政管理組合消防局	米子市両三柳3060-6	0859-35-1951
アマチュア局		

3.3 緊急調査の実施

3.3.1 水道施設の被害状況の把握

市町村（水道事業者）は、地震災害が発生した場合、直ちに給水区域内の被害状況の調査を実施する。被害が甚大な場合、もしくは人員が不足し被害状況の把握が困難な場合は、その旨を福祉保健局へ至急報告する。

食の安全推進課は、市町村から「被害状況の把握が困難である」との報告を受けた場合、周辺市町村等に対し、直ちに調査部隊の派遣を要請し、当該市町村の調査を実施する。なお、激甚な被害が予想され通信不能な地域には県災害対策本部が現地偵察を行う。

【解説】

○ 周辺市町村に調査部隊を派遣要請する

県は、市町村から「被害状況の把握が困難である」との報告を受けた場合は、直ちに周辺市町村に調査部隊の派遣を要請し、当該自治体に派遣する。

この場合、被災市町村を管轄する福祉保健局の職員も同行する。

なお、県は、調査部隊の派遣について、下図 3.3.1 の優先順位（1～2）に従って要請する。

○ 激甚な被害が予想され通信不能な地域には県災害対策本部が職員を派遣する

激甚な被害が予想され、通信が不能な地域については、県災害対策本部が「鳥取県地域防災計画」に基づいて直接被災地の市町村役場及び被災地へ職員を派遣して情報収集を行う。

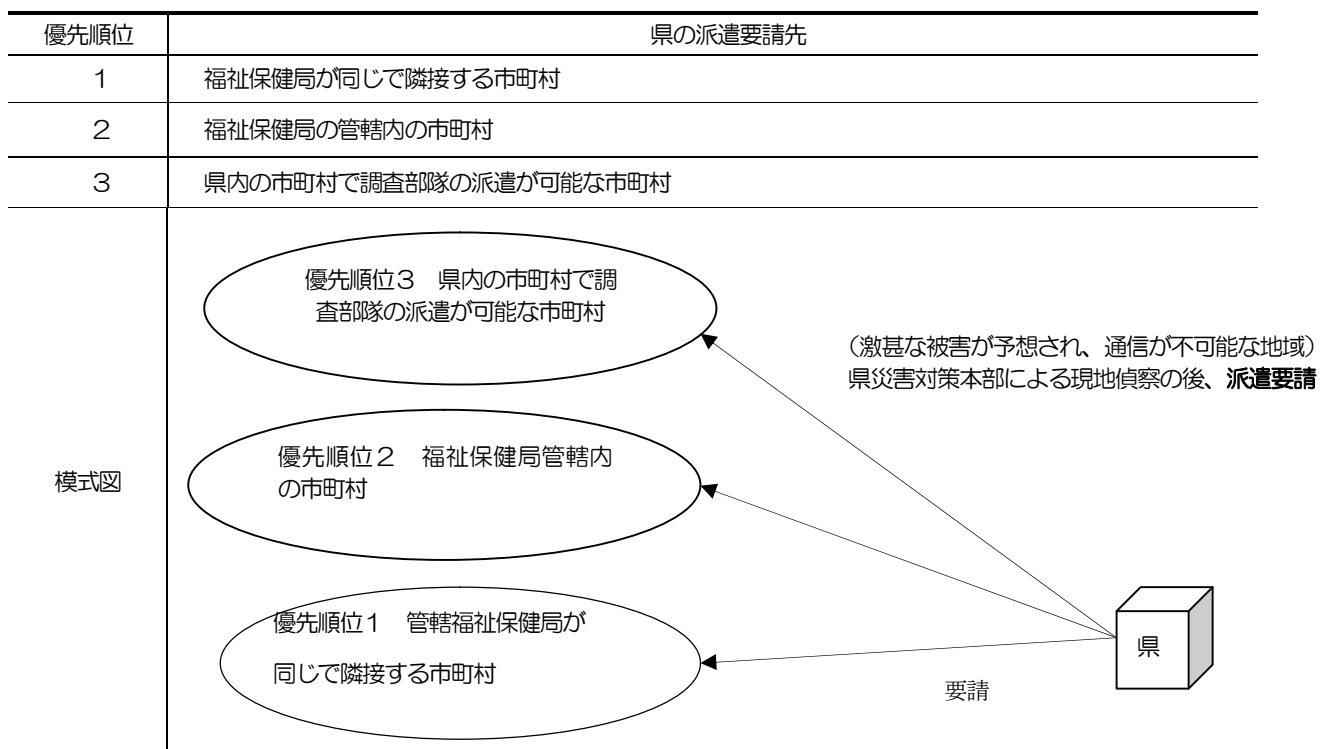


図 3.3.1 県の応援部隊要請先の優先順位（水道施設の被害調査）

3.4 応援要請

3.4.1 市町村の応援要請方法

自力で応急対策（応急給水、応急復旧）を実施できないと判断した被災市町村は、所定の様式の内容を速やかに福祉保健局に報告し、応援要請を行う。

【解説】

市町村が福祉保健局に対して応援要請を行う場合は、応援要請書式（資料編様式-3 参照）を用いて行うが、急を要する場合の様式は任意とし、口頭でも可とする。

なお、応援要請の方法は情報伝達と同様に次の経路で行う（災害対策本部が設置されない場合も情報連絡体制と同様）。

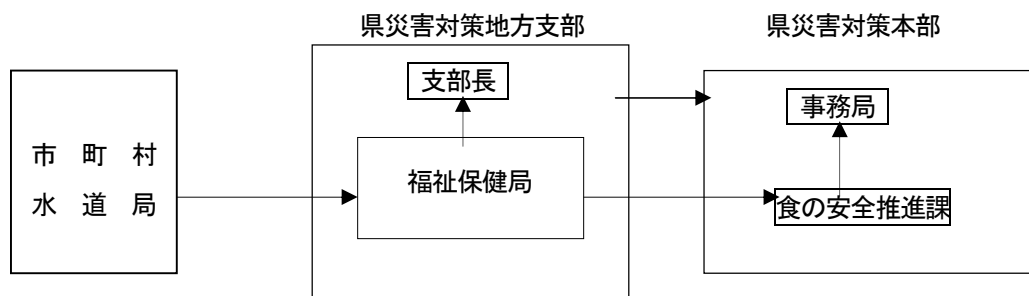


図 3.4.1 市町村の応援要請経路（県災害対策本部が設置される場合）

3.4.2 県の応援要請先

食の安全推進課は、被災市町村から応援要請を受けた場合、当該市町村と調整を行った後、応援部隊の派遣が可能な県内市町村、国、他都道府県等に対して応援要請を行う。

【解説】

食の安全推進課は、福祉保健局を経由して上げられた市町村の応援要請の内容を把握した後、速やかに県内市町村、国、他都道府県等に対して応援要請を行う。国や、他都道府県に応援要請を行う場合は、その旨を県知事（県災害対策本部長）に報告し、県知事が応援要請を行うものとする。

応援要請先は、下図に示す優先順位に従うものとする。

しかし、被害が甚大な場合はまず自衛隊に応援要請を行う。

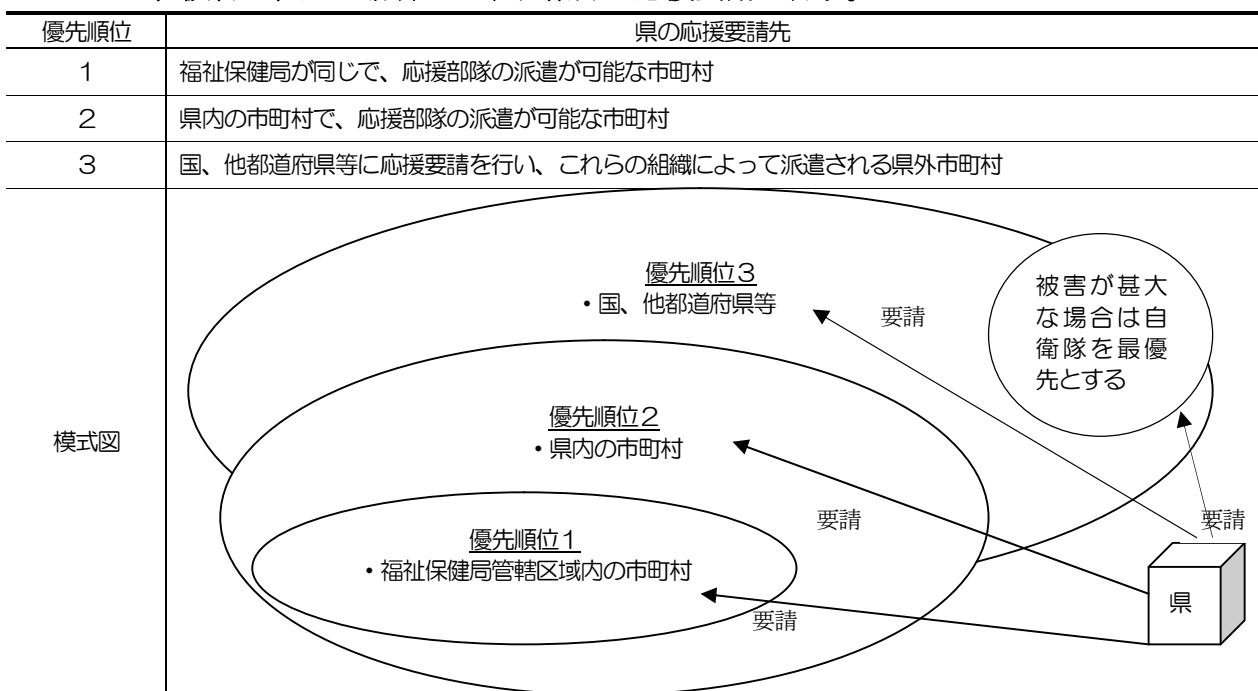


図 3.4.2 県の応援要請先の優先順位（水道の応急対策）

食の安全推進課が応援要請先（特に県外の自治体等）に応援要請を行う場合は、応援要請書式（資料編**様式-4** 参照）を用いて行うが、急を要する場合は任意様式とし口頭でも可とする。その際、次の事項を明確にする。

- ・災害の状況
- ・必要とする資機材、物資等の名称及び個数
- ・必要とする職員の職種別人員
- ・応援の期間
- ・応援の場所及び応援場所への経路
- ・その他必要な事項

なお、水道事業者は水道協会等において相互応援協定を締結しているため、県へ応援要請する前にそれぞれの協定先へ応援要請することが考えられる。

応援要請の調整を図るため、水道事業者は応援要請先を県食の安全推進課へ報告する。

なお、応援要請の調整は県と三市水道局が協力して実施する必要がある。

県と三市水道局の調整について

連絡員と東・中・西部の福祉保健局と三市水道局が協力し、全体の調整を実施する。

- 1 三市水道局と食の安全推進課水道担当は、ホットラインを通じ応援を要請した水道事業者の情報（その装備、要請時間他、必要な情報）について連絡を取り合い、県内全体の応援部隊の状況について、共通認識をもつ。
- 2 被災現場での応援部隊の相互調整（例：日本水道協会等の相互応援協定により、水道局に支援に来た他の水道事業者等を必要に応じ他の市町村へ派遣する。）は、三市水道局と三福祉保健局で調整する。
その際、被災市町村（水道局）に派遣された現地連絡員は円滑な調整をサポートする。
- 3 その他応急給水、応急復旧に必要な調整を行う。

鳥取県は災害時における相互応援協定を近隣の県と締結している。

表 3.4.1 県の災害時における相互応援協定

協定名称	協定先
■ 災害時における、中国地方5県相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県
■ 災害時における中国・四国地方の相互応援に関する協定	島根県、岡山県、広島県、山口県 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
■ 災害時における、兵庫県と鳥取県の相互応援に関する協定	兵庫県

(参考)

水道事業者間の相互応援協定

- ・ 山陰三市水道局相互応援協定
- ・ 日本水道協会鳥取県支部水道災害相互応援協定
- ・ 日本水道協会中国四国地方支部相互応援協定
- ・ 21世紀地方都市水道研究会災害相互応援協定

4 応急給水及び応急復旧の広域的支援調整

4.1 応急給水用飲料水の衛生指導

福祉保健局は、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。

【解説】

地震時において水道施設の被害が発生した場合、被災住民への給水は各種方法による応急給水又は住民の備蓄水に依存することとなる。市町村は応急給水について、安全な飲料水の供給を行わなければならない。

福祉保健局は、応急給水を実施している管轄区域内の市町村に対して飲料水の衛生指導を行うとともに、地震による水源の濁り対策について助言を行う。

飲料水の衛生指導上留意すべき事項を、日本水道協会「水道維持管理指針」より抜粋し以下に示す。

○ 貯水施設

- ・ 給水拠点にあつては、あらかじめ震災対策用貯水施設等を設置する必要がある。
- ・ 給水拠点に設置する貯水施設については水道施設の一環であり、平常時より定期的に水質検査を実施し、飲料水としての安全性を確認しておく必要がある。
- ・ 使用時において、残留塩素量の低下や濁度の上昇等が確認された場合は、配水施設から分離して消毒剤の添加あるいは水の入れ替えをし、状況に応じた対策を講ずる必要がある。

○ 給水車による運搬

- ・ 給水拠点へ飲料水の搬送及び運搬給水を行うために使用する給水タンクについては、使用時にタンク内の清掃、消毒を行う必要がある。

○ 給水拠点に設置する仮設貯水設備

- ・ 給水拠点に貯水施設を設置しない場合は、搬送する飲料水を受水する仮設貯水設備が必要である。
- ・ 仮設貯水設備は、使用直前に清掃、消毒を完全に行った後に飲料水を貯水する。

○ 予備水源

- ・ 予備水源を活用する場合には、防災担当部署と十分協議して調査するとともに、水質検査を行い水質状況を把握する必要がある。
- ・ 受水槽等を使用する場合は、残留塩素量の確認を行い、必要に応じて消毒剤を注入し安全性の確保を図る必要がある。

○ 住民による備蓄水

- ・ 家庭内での備蓄水は、容器の種類、密閉度、取り扱い、残留塩素及び保存温度等により水質に変化が生じることが考えられる。

4.2 水道水源の濁り対策

福祉保健局は、濁りを生じた水源についての衛生指導を行う。

【解説】

平成12年鳥取県西部地震においては湧水を中心として水源に1週間～1ヶ月程度濁りを生じ、飲用に適さなくなったため、次のような対策を実施した。

なお、これらの対策に要した費用は、災害救助法適用市町村においては、災害救助費の対象となった。

- **水源の水量に変動がない場合**
 - ・消毒のみの施設においては、ろ過装置等で濁度の除去を行ってから給水した。
- **水源の水量が減少した場合**
 - ・水源以外の水（近くの表流水等）をろ過装置等でろ過して給水した。
 - ・他の水道水源から仮設の導水管を設置して給水した。

4. 3 応急給水及び応急復旧の広域的支援

福祉保健局は、地震発生後直ちに、被害が想定される市町村における応急給水・応急復旧が以下の目安を満たしているかを把握する。

- ① 最低1人1日3リットルの飲料水の供給
- ② 4週間以内での水道施設の応急復旧

鳥取県は小規模水道事業が多数を占めており、上記の目安を満たすためには福祉保健局を中心に広域的なバックアップを行う。

【解説】

県としての応急給水・応急復旧の目安は、上記①、②であるが、これらを満たすために、福祉保健局は地震発生直後から情報収集・整理に努め、被害状況、応急対策実施状況、及び応援要請の動向等を的確に把握し、速やかに広域的バックアップを実施する必要がある。

鳥取県の水道事業は総体的に以下の特徴を有している。

- ① 小規模水道事業が多い
- ② 地下水への依存度が高い
- ③ 小規模であることにより、非常時における十分な人員と資機材の確保が困難である。

これらの特徴から、市町村は、地震発生後、次の項目について応急対策を行う必要がある。

- ・ 応急給水水量の相互融通
- ・ 備蓄資機材の相互利用
- ・ 相互応援（人員、技術者の応援等）

また、食の安全推進課は福祉保健局を中心に市町村への広域的なバックアップ体制を確立することが必要である。

そこで、応急給水水量の相互融通や相互応援体制の活用を目的とし、**①地震時における被害状況の情報収集・整理、②応援要請の状況把握、③県内市町村相互の支援調整、④国や他都道府県に対する応援要請**を実施する。なお備蓄資機材利用体制の活用については、市町村が物資・資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握し、地震災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

なお、それぞれの市町村は、事前に管工事事業者と災害時の協定を締結しておくことが望ましいが、県内の管工事事業者の数には限りがあるため、小規模水道事業体の対応能力も充分考慮した東・中・西部のブロック毎に事前の調整をしておく必要がある

また、応急復旧の支援体制については、鳥取市・倉吉市・米子市水道局を中心とした管工事事業者の派遣が重要となるため、食の安全推進課は三市水道局へ応急復旧のための管工事事業者の取りまとめを依頼し、P17と同様の調整を行う。

4. 4 応急復旧報告

市町村は、応急復旧完了後、所定の様式に従って速やかに福祉保健局に報告する。

【解説】

市町村は、応急復旧完了後、復旧報告書（資料編 様式－5）を用いて速やかに福祉保健局に報告する。なお、**水道施設災害復旧費の国庫補助を申請する場合は、写真のみでも全てが把握出来るように、被災箇所を写真で記録し、応急復旧・仮復旧における工事については、あらゆる方向より十分撮影しておくことが必要である。**

5 経過の記録

福祉保健局は、管轄区域内市町村の各種報告を整理し、被害発生から応急活動完了までの経過を記録する。

【解説】

福祉保健局が経過を記録する内容は以下の事項である。

○ **被害状況**

市町村からの災害発生報告、災害概況報告に基づき、水道施設・設備、管路の被害状況、給水への影響と対応策及び応急復旧の見通し等について整理する。

○ **応急給水、応急復旧の進ちょく状況**

応急給水、応急復旧の進ちょく状況を記録する。その主な内容は次に示すとおりである。

- ・ 応急復旧の実施状況を整理し、日々の各市町村の復旧進ちょく状況を記録する。
- ・ 水源の状況と応急活動の進ちょく状況
- ・ 各種報告書に基づき、管路被害状況を管種、口径別等に整理する。

○ **情報連絡調整事項**

様々なルートで問合せが殺到し、混乱することが予測されるため、連絡事項は逐次記録し整理することが必要であり、その主な項目は次に示すとおりである。

- ・ 受付日時
- ・ 受付先（自治体名、事業体名、団体名、等）
- ・ 受付、問い合わせ内容
- ・ 回答内容
- ・ 報告内容
- ・ 応援事業体との打合わせ事項

○ **応援事業体の活動状況**

応援事業体の活動状況について記録する。その主な項目は次に示すとおりである。

- ・ 応援事業体の派遣期間
- ・ 応援事業体、被災事業体の担当地区
- ・ 応援事業体の数、応援人員、機械器具等の配置状況
- ・ 応援事業体の宿泊施設、宿泊状況、等

(参考) 応援に要する費用の相互負担

応援要請時の費用負担（持ち合い）については、あらかじめ基本方針を決めておくことが必要である。

参考として費用負担区分の例を次表に示すが、各市町村間での応援協定に基づく場合は、それぞれの応援協定の定めによるものとする。

表 4.2.1 費用の負担区分の例

	被災事業体が負担すべき費用	応援事業体が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料、調整手当等基本的な手当
材料費	継手 直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車輛、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修繕費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当） 宿泊費（仮設ハウス設備費用）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（防寒服・割当てのない職員分・クリーニング代） 生活用品 その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 電話料金（カード、FAX等） トランシーバー 消火器 地図 コピー代	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
保証関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中」	応援職員の災害補償「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担「往復途上」

（地震等緊急時対応に関する特別調査委員会：地震等緊急時対応に関する報告書、平成8年、p.9より）